

民生委員・児童委員を 募集します



募集期間

令和7年9月1日（月）～9月30日（火）

任期

令和7年12月1日～令和10年11月30日

※面談の日程等により、実際の委嘱日は12月1日にならない場合があります。

応募方法

福祉政策課（0263-34-3227）へ電話

応募要件

下記の町会区域内に居住もしくは勤務しており、
地域の実情に詳しいこと

岡田東区町会：3名 **岡田塩倉町会：1名**

民生委員・児童委員とは

- 地域住民の立場で生活に関する困りごとの相談や支援を行う**ボランティア**
- 困っている人がいたら、行政機関等を紹介する地域住民との「つなぎ役」として活動
- 民生委員・児童委員が「一人で解決する」のではなく、行政等の担当者など「適切な支援につなぐ」ことが大切な役割

[本チラシ及び民生委員・児童委員に関するお問い合わせ先]

松本市健康福祉部 福祉政策課

連絡先：0263-34-3227（直通）

代表的な活動内容

1 一人暮らし高齢者など、支援が必要な方への訪問・相談活動

- 担当区域内の一人暮らし高齢者や要支援者等の見守り・声かけを行う
- 相談を受けたら、内容によって福祉サービスを紹介したり、行政担当者等へつないだりする

2 行政の福祉施策や、地区・町会が行う活動への協力

- 敬老祝金、祝品の配布や各地区の敬老事業への協力
- こんにちは赤ちゃん事業への協力
- 地区や町会での福祉や防災に関する活動への協力
- 証明事務（各種手当受給や保育園入園等） など

3 地区民生委員・児童委員協議会定例会への出席

- 活動上の悩みを相談したり、他の委員からアドバイスを受けたりする
- 行政担当者等から福祉制度について説明を受けたり、必要な情報を共有したりする

活動サポート体制

1 行政のサポート

- 福祉関係課の地区担当職員や保健師が定例会に参加し、民生委員・児童委員の各種相談に対応させていただきます。

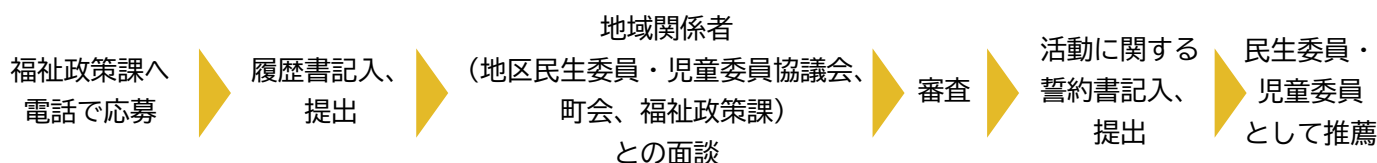
2 活動費の支給

- 民生委員・児童委員はボランティア活動であり、民生委員法第10条により給与は支給されません。
- 活動にかかる諸経費（ガソリン代、電話代等）を弁償するため、活動費をお渡ししています。令和7年12月1日からの任期の場合、年額150,000円の支給を予定しています。

3 保険・見舞金の制度

- 民生委員・児童委員の活動中に、万一の事故等により負傷したり、賠償責任を負った場合、保険による補償と見舞金の制度があります。
- 私傷病により一定期間以上の療養をした場合や、委員又はその配偶者が亡くなられたときには見舞金・弔慰金が支給されます。

応募以降の流れ



※応募いただいた方全員に民生委員・児童委員を委嘱できるとは限りませんので、予めご了承ください。